

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。(三重県2471300042号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者的心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をお伺いして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

目 次

1 事業者	1
2 事業所の概要	1
3 事業実施地域及び営業時間	2
4 職員の体制	2
5 特定事業所加算取得事業所	3
6 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
7 サービスの利用に関する留意事項	7
8 苦情の受付について	9

社会福祉法人名張市社会福祉協議会

居宅介護支援事業所 「ふれあい」

1. 事業者

(1) 法人名 社会福祉法人 名張市社会福祉協議会
(2) 法人所在地 三重県名張市丸之内 79 番地
(3) 電話番号 0595-63-1111
(4) 代表者氏名 会長 杉本 丈夫
(5) 設立年月 昭和47年5月1日

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
(平成 12 年 4 月指定:三重県 2471300042 号)
(2) 事業の目的 事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態と認定される利用者に対し、適切な居宅介護支援を提供する
(3) 事業所の名称 社会福祉法人名張市社会福祉協議会「ふれあい」
(4) 事業所の所在地 三重県名張市丸之内 79 番地
(名張市総合福祉センターふれあい 2 階)
(5) 電話番号 0595-63-1441
(6) 管理者氏名 峯林 摩実
(7) 当事業所の運営方針 利用者が要介護状態にあっても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から効率的に提供されるよう、公正中立な居宅介護支援を行う
(8) 開設年月 平成 12 年 4 月
(9) 法人が行っている介護保険業務

要介護1から5の方	要支援 1 又は2の方
指定通所介護事業	指定通所介護サービス (第1号通所事業)
指定居宅介護支援事業	

3. 事業実施地域及び営業時間

(1)通常の事業の実施地域 名張市内

(2)営業日及び営業時間

営業日・受付時間	国民の祝日に関する法律に規程する日、12月29日～1月3日 までを除き月～金：午前8時30分～午後5時15分
----------	---

*休日及び時間外対応については 電話番号 0595-63-1441 にて受付いたします。

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤(専任)	兼務	常勤換算
管理者 (主任介護支援専門員)	1名		
主任介護支援専門員	2名以上 (管理者含む)		
介護支援専門員	5名以上 (管理者含む)		5名以上

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数(例：週40時間)で除した数です。

(例)週8時間勤務の介護支援専門員が5名いる場合、常勤換算では1名

(8時間×5名÷40時間=1名)となります。

5. 特定事業所加算取得事業所

当事業所は、次の算定要件を満たす特定事業所加算対象の事業所として届け出をしています。

- ① 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。
- ② 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を3名以上配置していること。
- ③ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。
- ④ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。
- ⑤ 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の40以上であること。

※特定事業所加算Ⅰのみ。

- ⑥ 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。
- ⑦ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても居宅介護支援を提供していること。
- ⑧ 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。
- ⑨ 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。
- ⑩ 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり45名未満(居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は50名未満)であること。
- ⑪ 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。
- ⑫ 他の法人が運営する居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。
- ⑬ 必要に応じて、多様な主体が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービス含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。

これらにより専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントを目指します。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

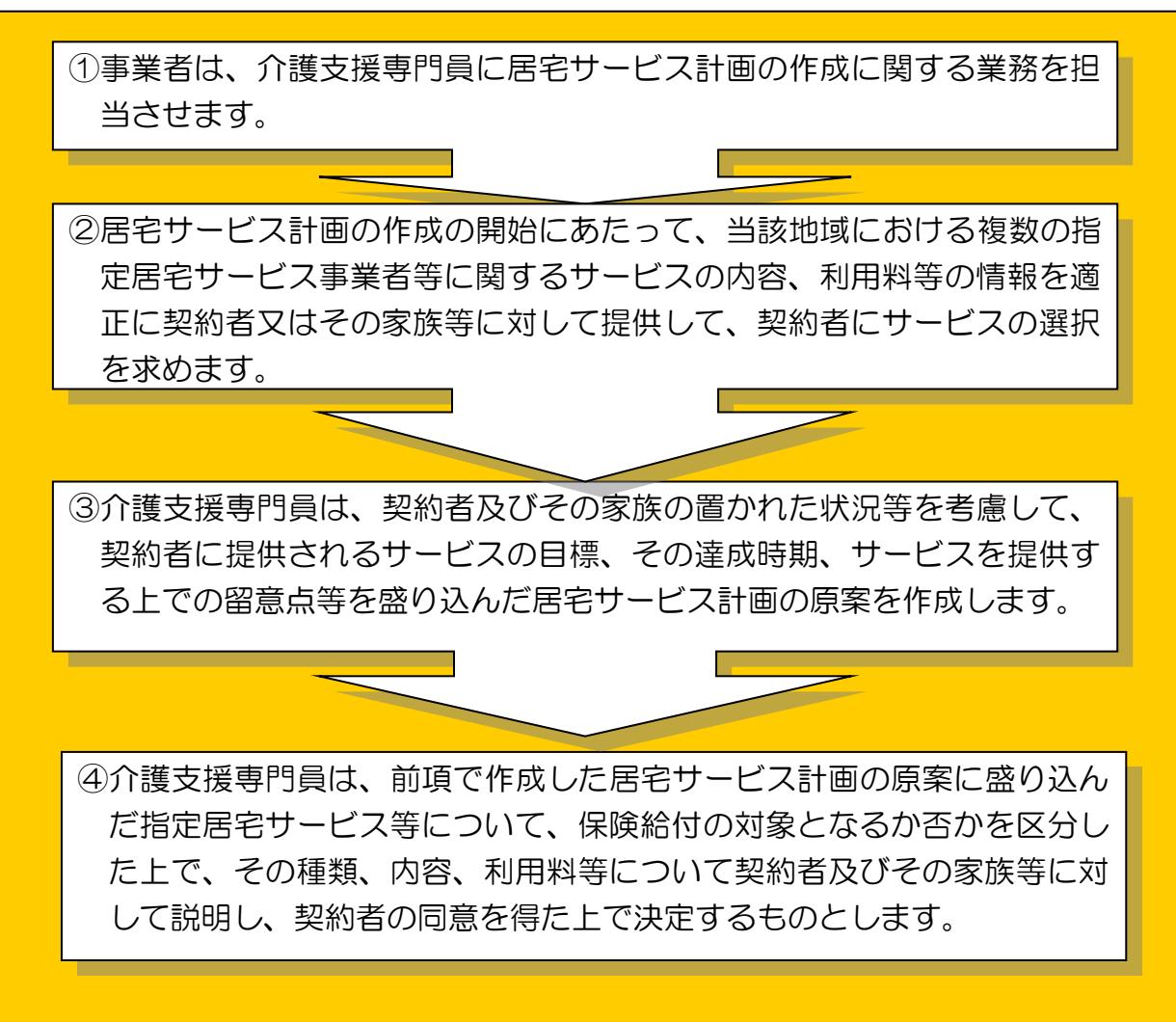
当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されませんので、ご契約者の利用料負担はありません。

(1)サービスの内容

① 居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握した上で、複数の居宅介護支援サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス(以下「指定居宅サービス等」という。)を紹介し、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

《居宅サービス計画の作成の流れ》



②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設の紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入所を希望する場合には、介護保険施設の紹介を行います。

⑤入院先医療機関との連携

ご契約者が入院する場合は、居宅における日常生活上の能力や利用していた指定居宅サービス等の情報を入院先医療機関と共有することで、退院後の円滑な在宅生活への移行を支援します。

※ご契約者においては病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、入院先医療機関との早期の連携を促進するため、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えていただくよう、ご協力をお願いします。

⑥複数の指定居宅サービス事業者等の紹介

居宅サービス計画の作成にあたり、利用者から介護支援専門員に対し、複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることが、居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス事業者等の選定理由を求めることができます。

⑦公正中立性の確保

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から以下について、利用者に説明を行うとともに、介護サービス情報公表制度において公表します。

- ・前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合。
- ・前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合。

※当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

(2)サービスの利用料金等

〈サービス利用料金〉

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合(法定代理受領)は、ご契約者からの自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払いください。

サービス利用料金を全額いったんお支払いいただくと、当事業所よりサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を名張市役所 高齢・障害支援室の窓口に提出しますと後日全額払戻を受けることができます。

<input type="checkbox"/> 要介護1～2	1086 単位/月
<input type="checkbox"/> 要介護3～5	1411 単位/月
<input type="checkbox"/> 特定事業所加算Ⅰ	519 単位/月
<input type="checkbox"/> 特定事業所加算Ⅱ	421 単位/月

その他の加算 初回加算 300 単位

退院退所加算

カンファレンス参加無 連携 1 回 450 単位 連携 2 回 600 単位

カンファレンス参加有 連携 1 回 600 単位 連携 2 回 750 単位 連携 3 回 900 単位

入院時情報連携加算Ⅰ 250 単位 入院時情報連携加算Ⅱ 200 単位

緊急時等居宅カンファレンス加算 200 単位

ターミナルケアマネジメント加算 400 単位

通院時情報連携加算 50 単位

地域区分 7 級地 1 単位 10.21 円となります。

〈交通費等の利用者負担金〉

- ・通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。なお自動車を使用した場合、事業所からの往復距離に対し 1 キロメートル当たり 20 円を乗算した額をいただきます。
- ・サービス実施記録等の複写物を希望される場合は、1 枚につき 10 円をいただきます。
- ・利用者の居宅において、サービス実施のために使用する電話の費用については、利用者のご負担となります。

(3)利用料金等のお支払い方法

前記の利用料金等については1ヶ月ごとに計算し、請求しますので、請求書記載記述日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

ア. 下記指定口座への振り込み

百五銀行 名張支店 普通預金口座 1138060

口座名義 社会福祉法人 名張市社会福祉協議会

指定金融機関口座からの自動引き落とし

社会福祉協議会所定の申込用紙にて、お申し込みください。

ご利用できる金融機関：銀行・信用金庫・信用組合・農協・郵便局・労働金庫

(一部、ご利用できない銀行がありますので、詳しくは社会福祉協議会総務係までおたずねください)

イ. 現金でのお支払い

社会福祉協議会事務局窓口(名張市総合福祉センター2階)まで

7. サービスの利用に関する留意事項

(1)サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。（職員は、常に身分証明証を携帯していますので、必要な場合は、いつでも、その提示をお求めください。）

(2)介護支援専門員の交替(契約書第7条参照)

①事業者からの介護支援専門員の交替	事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。
②ご契約者からの交替の申し出	選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

(3)サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合	<p>〈契約書第14条(契約者からの中途解約)関係〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 契約終了を希望する日の7日前までに文書にてお申し出ください。 事業所が作成した居宅サービス計画に同意できない場合は、本契約を即時に解約することができます。
②当事業所の都合でサービスを終了する場合	<p>〈契約書第16条(事業者からの契約解除)関係〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 利用者またはその身元引受人ないしご家族、その他関係者が、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれをつげず、又は不実の告知などを行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 利用者またはその身元引受人ないしご家族、その他関係者が、故意又は重大な過失により事業者若しくは介護支援専門員の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 利用者またはその身元引受人ないしご家族、その他関係者が、職員に対して「暴力又は乱暴な言動」(殴る、蹴る、物を投げつける、つばを吐く、怒鳴る、大声を発するなど)やセクシャルハラスメント(必要もなく手や腕を触る、抱きしめる、卑猥な話を繰り返すなど)によって、本契約が継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
③自動終了	<p>〈契約書第13条(契約の終了事由)関係〉</p> <p>以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 契約者がお亡くなりになった場合 要介護(支援)認定により契約者の心身の状況が要支援又は自立と判定された場合 契約者が介護保険施設に入所した場合 事業所が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

④その他	<p>〈契約書第15条(契約者からの契約解除)〉</p> <p>事業者若しくは介護支援専門員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業所若しくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合 2 事業所若しくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合 3 事業所若しくは介護支援専門員が故意又は過失より契約者若しくはその家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しく不徳行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
------	--

8. 苦情の受付について(契約書第17条参照)

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

〔担当者〕 介護支援課 角谷 勝啓

○受付時間 毎週 月曜日～ 金曜日

8:30～17:15

(但し、祝日・年末年始(12/29～1/3は除く))

○TEL:0595-63-1441 FAX:0595-64-3349

(2) 行政機関その他苦情受付機関

名張市健康福祉部 介護・高齢支援室	<p>所在地 三重県名張市鴻之台1-1 電話番号 0595-63-7599 FAX番号 0595-63-4629 対応時間 平日:8:30～17:15</p>
三重県国民健康保険団体 連合会 (国保連)	<p>所在地 三重県津市桜橋2-96 三重県自治会館内 電話番号 059-222-4165(代表) FAX番号 059-222-4166 利用時間 平日:9:00～16:30</p>
三重県社会福祉協議会 三重県福祉サービス運営適正委 員会	<p>所在地 三重県津市桜橋2-131 三重県社会福祉会館内 電話番号 059-224-8111 FAX番号 059-213-1222 利用時間 平日:8:30～17:00</p>

